保育所における児童虐待対応のための 保育士による個別の支援計画策定の必要性

笠 原 正 洋

The Necessity of Implemening Individualized Support Plans for Child Abuse Prevention Activities in Day Care Centers

Masahiro Kasahara

はじめに

本稿では、保育所における児童虐待防止または虐待対応において、保育所等保育士による個別支援計画策定の必要性について論じる。最初に、保育所をベースとした児童虐待防止における専門職連携実践(Interprofessional Work: IPW、以降、IPWと表記)の問題とその背景について述べ、次に保育所側と関係機関・関係者とのよりよいIPWのために、個別の支援計画の策定が有用となることを示す。そして、平成30年4月施行の改定保育所保育指針における「個別の支援」と個別の支援計画「作成」の位置づけを整理し、最後に今後の課題を述べる。

保育所において、虐待を疑われる子供や関係機関から の要請を受け、在宅養育支援の一環として保育所保育の 利用を勧奨され保育所に入所した子供や家族に対して, 保育所がその支援を十全に行うために個別支援計画を策 定し、それに基づく支援の評価のあり方を検討した研究 はない。また保育所と協働することになる多職種の立場 から保育所の個別支援計画策定を促し支援のあり方を検 討する研究もほとんどない。たとえば尾形・有本・村嶋 (2011)は、行政保健師による保育所保育士との連携内容 を検討し、保育士と母子の情報を共有する、児童虐待の リスクに注意しながら母子に対応するよう依頼する、保 育士が安心して対応できるように対応方針を共有する, 保育士と母親や他機関とを橋渡しをするという4つのカ テゴリを見出している。しかし、そのカテゴリ毎の詳細 な連携内容には、保育所において保育士ができる支援の 質を高めるために、保育所側の個別の支援計画の策定を 支援し、支援の実際を評価し、目標や支援の手立ての再 考を支援するなどの取り組みについての言及はない。虐 待を受けた, あるいは受けた可能性のある子供たちがそ の一日の大半を過ごすことになる保育所の保育は、子供 の発達を保障する。また保育士らによる保護者に対する 支援によって保護者が徐々に養育力をつけることにな る。そのことが子供の安全の水準をあげ虐待の危険を未然に防ぐことになる。また虐待の予兆や再発を早期に発見することもある。このように児童虐待防止・対応にとって重要な役割を果たしている保育の質を高めるためにも、保育所保育士が実行できる取り組みの一つとして個別支援計画の重要性を論じる。

1. 保育所をベースとした児童虐待防止における 専門職連携実践(IPW)の問題と解決の可能性

保育所をベースとした児童虐待防止・対応は、保育士が保育相談支援においても直面する重要な相談領域である(寺田,2011)。そこでは、子供理解や安否確認、福祉事務所や児童相談所への通告、関係機関・関係者との専門職間の連携による子供の発達保障や保護者に対する支援が保育士に求められる。保育士個人としての子供・保護者理解とそれに基づく働きかけだけでなく、保育所内での協議や話し合いなど保育所組織としての対応など、非常に多岐にわたる力量が求められる。

保育士が児童虐待防止・対応の役割を遂行するためには、まず実際の児童虐待防止対応がどのようなプロセスで進んでいくのかその全体像を理解し、保育士が順守すべき法令(児童福祉法、保育所保育指針、児童虐待の防止等に関する法律など)について理解していなければならない。また、発見、通告、協働というそれぞれのプロセスにおいて保育所や保育士が抱えがちな悩みや不安など、何が課題となっているのか、何に留意して行動すべきかを理解したうえで行動する必要がある。

さて、児童虐待防止は、専門職間の連携実践、または 多職種協働によって行われる。そして、社会が子供の虐 待死や虐待被害を防止し、IPW での様々な問題を克服 するために、常に仕組み(主に制度や社会システム、そ れを規定する法令など)や道具(マニュアル等に載せられ ている取り決めやルール、様式、エビデンスのある治療

25

法など)を改善してきた。しかし、現実には、すべてのケースで協働がうまくいっているわけではない。子どもの虐待死亡事例は毎年50人前後であり、保育所の児童虐待防止責任者を対象に関係機関との協働の評価を調査した研究(笠原、2015、2016b)によれば、協働を肯定的に評価したのは保育所から提示された418のケースのうちの5割程度であり、2割近くは肯定的な評価に対して「どちらともいえない」と回答し、1割8、9分が否定的な評価だった。つまり、IPWがあったとしてもそれに対して満足できず、安心できない、やり遂げたという達成感がない、困りが低減しない事例がある。

笠原(2018)によれば、保育所側からのこの否定的評価の内容は、「関係機関は入所を頼むだけ頼んで、いったんこちらが引き受けたら後は知らんふり」、「通告しても関係機関からの通告後の対応がほとんどない」、「こちらの困りを相談しても対応してくれない」というものが多い。一方、関係機関側からの保育所側への評価は、一般的には「保育所には本当によくしてもらっている」という肯定的評価が多いが、「保育所がケースを抱え込みすぎる」、「保育所は保育所で解決できる内容をすべてこちらにどうしたらよいか尋ねるだけで過敏になりすぎている」というものもある。

笠原(2016a)は、IPW による協働の評価に関する保育所側の評価に何が影響していたのかを検討した。協働の評価に影響する要因として、システム、組織、対人関係の要因があると指摘されている(San Martin-Rodrigusz、Beaulieu、D'Amour、& Ferrada-Videla、2005)。システム要因とは、社会がそなえた制度やルール、組織要因とはその組織が協働についてどのような考えを有し体制を整えているか、そして対人関係要因は実際のIPWにかかわる人たちの相互作用の在り方を指す。この考えを保育場面での児童虐待防止にあてはめて、保育所の虐待防止責任者(園長、主任クラス)の調査から得られた記述を、肯定的な評価や否定的な評価に分けて整理した。

保育場面でのシステム要因は、保育所を取り巻く社会の児童虐待防止の制度や自治体のルールなどである。肯定的内容の記述としては、「自治体のマニュアル整備と周知の取り組みがある。」、「緊急連絡カードがあり、それを通じて情報を共有する取り決めがある。」などである。一方、否定的な記述内容は、「個人情報保護といって家族や子供の情報を教えてくれない。」、「管轄区を越えた連携が上手くいっていないようで違う区に転居すると関係機関からの支援が極端に減った。」、「担当者が変わることで支援の質が変わってしまった。」だった。

次に、保育場面での組織要因は、保育所内の児童虐待 防止体制や協働のあり方に関する考えのことを指す。肯 定的内容は、「家族の問題を園全体で共有し、取組みを 行っている。」,「保育園では職員が何度も話を重ねて園でできることを努力している。」であり,否定的内容の記述は,「管理者が情報を把握していても関係する保育士に情報を伝えない。」,「家庭支援保育(行政担当)保育士がいないので保育士に負担がかかった。」,「児童虐待防止に関する管理者・保育士の意識が乏しい。」である。

対人関係要因は、実際の IPW にかかわる人たちの相互作用の在り方であり、保育所を中心とした児童虐待防止活動では、保育士の立場からこの対人関係要因を整理すると、以下の3つに分類することができた。まず<u>④受</u>信である。これは関係機関・関係者からの支援を保育士が受けることであり、主に関係機関の支援のあり方が問題になる。次に<u>B発信</u>である。これは保育所や保育士の側から関係機関・関係者への働きかけを行うこと、あるいはそのあり方である。最後に、<u>⑥協働</u>(受信/発信)である。これはケースのことを保育所側と関係機関・関係者とが協議し情報共有や行動連携を行うことにかかわるものである。保育所が関係機関と行う個別のケース協議や要保護児童対策地域協議会の開催と協議のあり方がこれに該当する。

④受信での肯定的評価の記述は、「市や児童相談所が頻繁に訪問してくれた。」、「頻繁に電話連絡をしてくれた。」、「入園前に子供や家族の情報を伝えてくれた。」、「市町村の担当者が、これまでの経緯等を詳しく説明してくれたので、母親がどんなことで不安になるのか少しわかった。」、「関係機関のほうでは家庭訪問や、ヘルパーを自宅に派遣して家庭支援をするなどしてくれた。」、「関係機関の一つである病院から、家庭の状況、兄弟、母親の性格等をふまえた上でのアドバイスを受けた。」である。一方、否定的評価は、「市や児童相談所は依頼するだけでこちらの悩みを聞いてくれない。」、「市から、一度電話があったのみで、その後のことは全く情報が入ってこない状況だった。」だった。

®発信での肯定的評価は、「市や児童相談所へ頻繁に連絡を入れた。」、「休日でも児童相談所へ連絡がつくよう体制を作ってもらうようにした。」、「区の子育て支援課に連絡し、子どもの出席状況・様子を伝えた。」、「保護者は直接 SOS を市の機関へ伝えることができない人だったので、本人の思いを充分に汲み取り、かわりに園が電話をし、本人がどうすればスムーズにサポートを受けられるのかの橋渡しをした。」だった。一方、否定的評価は、「保護者との信頼関係が厚いほど、頑張っているという目で見てしまい、発見と通告が遅れてしまった。」、「児童相談所の対応で園が困ったため連絡することを避けるようになった。」である。

©協働(受信/発信)の肯定的評価は,「要保護児童対策地域協議会を開いてくれて家族や子どもの対応につい

て役割分担を行った。」、「関係機関・関係者と何度も話し合いを重ねた。」であり、否定的評価(N)は、「せっかく要保護児童対策地域協議会が開催されても家族を一方的に責めるだけに終わり、愚痴の言い合いになってしまった。開催しても保育園として得ることが無かった。」、「園からの情報を「聞かなかったことにする。」と言って取り上げなかった。」だった。

協働の評価に統計的に影響を与える傾向が確認された 要因は、「受信の肯定的評価」、「発信の肯定的評価」、受 信の否定的評価」だった(笠原、2016a)。特に、保育所 側からの発信の肯定的評価が協働の評価を高める傾向が あり、関係機関からの支援をより積極的に要請する意識 が養育者や子供への支援の質を高めた可能性が推察され た。

以上のことから、IPW の評価をより高いものにする ためには、関係機関からの支援を受けることやそのあり 方という肯定的な受信が関わっているだけではなく、保 育所側からも「発信する」行動を起こすことも関わって いることが示唆された。つまり、保育所からの「受信」 も「発信」も大切だという考え方である。具体的には, 関係機関との協働を始めるために「発信」すること、す なわち保育所の気づきを関係機関に通告したり、困りを 報告したりすることである。また、子供や保護者への保 育所側の関わりを関係機関に相談して協議することであ る。たとえば、保護者に困りがあり、何らかの事情によ り保護者が直接関係機関に話をすることが難しい場合に は、保育所側がその人の権利擁護のため代弁し橋渡しを 行う発信行動, すなわちアドボカシーとしての対応を行 うことである。さらには、保育所側が行っている子供の 発達保障や保護者支援の内容や役割分担を確認・調整す るために発信すること、つまり、自分達の取り組みにつ いて対話し、協議し、仲介し、確認し、調整するために 「発信」することである。

2. 保育所側と関係機関・関係者とのよりよい IPW のために

保育所側が関係機関・関係者との発信や受信をより円滑に行うために何が大切なのか。これについては児童虐待死亡事例の検証報告書が参考になる。二つの報告書からケースの概要とそれに対する有識者によるコメント紹介する。ひとつは『児童虐待検証部会報告書(2011年9月,静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会)』である。ケース概要は次のとおりである。

本児,出産13日後,医療機関から本児の体重減と母親の養育状況を心配した医師から保健センターにフォローの依頼があり,家庭訪問が開始された。初回訪問

時,母親自身が被虐待体験を語った。母親はその後, 転居を繰り返すが,市町間で申し送りを行い,支援を 継続していた。要保護児童対策地域協議会も開催して いた。弟の出産後,新生児訪問時に母から弟を保育園 に入れて働きたいとの話があった。その後,脳挫傷に より本児死亡(1歳5か月)。母親(精神疾患の疑い)が 拘留中に死亡し,事実関係は不明。

もう一つの報告書は、『大阪府/岬町・寝屋川市における児童死亡事案検証結果報告書(2008年6月,大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会)』である。ケース概要は以下の通りである。

足の骨折のため病院から通告あり。頭部骨折(2回 目、この日の19日後に本児、生後5か月で死亡)のた め2回目の通告。危機介入チームのチーム委員医師は 一時保護を進言していた。それまで、虐待か事故か不 明であるため、抑止効果をねらって行政処分である児 童福祉司指導を実施した。この点について、アセスメ ントにおいては、受傷内容と、家庭内の養育環境や親 子関係等については区別する必要があり、「最重度」 という受傷内容を重視したアセスメントをするべきで あった。骨折があるにも関わらず、そのほかの外傷も なく養育環境に問題がないため家庭養育とした。X(死 亡日)+1.5カ月時点のY月から保育所入所予定だっ た。X-2日、父親が市に対して、虐待と決めつけて いること、保育所に情報提供することに抗議してい た。要対協では保育所を休んだ時の対応も協議してい た。その2日後に脳かんとんにより死亡。※報告書に は、要対協実務者会議の一機関としての保育所も情報 提共有し進行管理をする予定だったと明記。

そして、この検証報告書における有識者によるコメントには以下のような記述がある(下線は筆者)。二つの報告書のコメントを順に提示する。

- ・(保健センターの)支援者らは、ケースの危険性を予見はしているが、どういうことがあったらどの機関の誰が何を行うかという具体的な方針や支援の計画までされていなかった。(略)(一時保護の決定を見送った)児童相談所が、そのような判断をした場合にも、児童相談所は協議会(実務者会議)の場でケース検討を行うこと、もしくは個別ケース検討会の開催を提案すべきだった。ケースの進行管理を行う主たる支援機関を明確にしたケース検討を共に行い、具体的な支援方針を助言すべきだった。
- ・在宅における見守りの実効性の確保 子ども家庭センターが関係機関や、主任児童委員・民生委員児童委員に日常的な見守り(モニタリング)を依頼する場合は、依頼の目的、内容、期間、頻度、緊急時の連絡方法等の事項、情報を集約する窓口を明確に示し

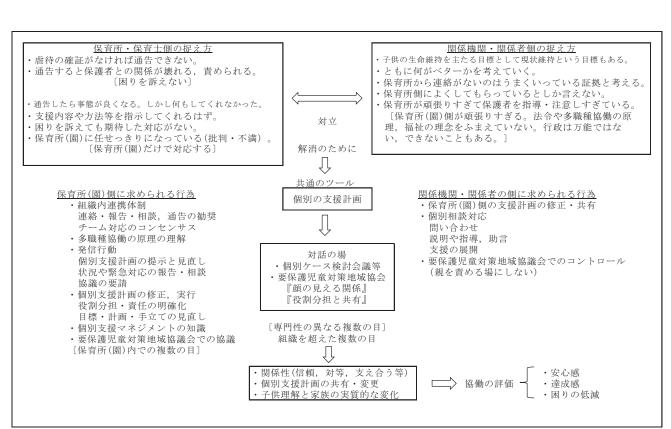
で見守りを各自に行うとともに、その具体的な手法 を徹底する必要がある。

これらのコメントは、市町村福祉事務所や児童相談所に対してなされたものあり、保育所側を念頭に置いて直接指摘されたものではない。しかし、この検証報告書は保育所側に重要な示唆を与えるものと考えられる。それは保育所側が個別の支援計画を作成し、具体的な支援方針や支援目標を関係機関や関係者に問い合わせ、話し合い、共有することができれば、福祉事務所や児童相談所も支援計画を意識してケースを見直し、場合によっては保育所での支援目標を修正して、保育所や関係機関の役割分担と責任分担をより明確にできる可能性が高まるということである。つまり、子供の命と心を守り保護者を支える関係機関の一つである保育所から、保育所での個別の支援計画を基にした「発信」行動が今後求められるのではないだろうか。

以上の議論をふまえて、「保育所(園)と関係機関との専門職連携実践を阻害する原因と解決に関する概念図」を考案した。まず、保育所側は、「虐待の確証がなければ通告できない」、「通告すると保護者との関係が壊れる、責められる」という懸念を抱きやすい。そのため通告の回避・未通告が生じやすい。また保育所側が通告したとしても、子供が一時保護されないことも当然ある。しかし一時保護されないことから「何もしてくれない」と保育所側が感じることもあり、さらには「関係機関・

関係者から支援内容や方法等を指示してもらえる」との 期待に反して何もしてくれないことから不満を抱くこと もある。そのようなことから、保育所側から「困りを訴 えない」ということが生じがちになる(笠原、印刷中)。

一方、関係機関・関係者側には、通告を受けて家族へ の介入を進めようと思っても、長年にわたって形成され た家族や保護者の考え方や行動がそう簡単に変わるもの ではないため「子供の生命維持を主たる目標として現状 維持、すなわち子供の命を守ることだけに支援の目標を 置く」という考えがある。そのため、保育所側からの「通 告したら状態がよくなる」、「通告したら子供を保護して もらえる」という期待にそう簡単に応じることができな いこともある。また、関係機関側には児童虐待防止の専 門家が多いと言っても、専門家が主導してすべてのケー スに対応するわけではなく、通告をした人や機関と「と もに何がベターかを考えていく」という協議の姿勢を重 視している。そして、関係機関側からすると、保育所か ら何も連絡がない場合、関係機関側から連絡を取ること が多いが、何らかの事情によって、「保育所から連絡が ないのは上手くいっている証拠」と考えて関係機関・関 係者から保育所側に問い合わせをしていないこともあ る半。それに、関係機関側は、待機児童も多いのに入所 を引き受けてもらったり、難しい家族・親子を保育所で 見てもらったりしているという思いがあるので「保育所 側によくしてもらっているとしか言えない」と考えてい



ることもある。

こういうことから、保育所側が「困りを訴えても期待した対応がない」、「保育所(園)に任せっきりになっている」という批判・不満を抱いてしまいがちになり、結果として「保育所(園)だけで対応する」ということになりやすい。そうなると、関係機関側は、「保育所が本来はできないこと、してはならないことを頑張りすぎてしまっている」、「法令や多職種協働の原理、福祉の理念をふまえていない」と保育所側に否定的な印象を抱くこともあり、このような対立が生まれると考えられる。

このような対立を解消するためには、保育所と関係機関側とを結びつける共通のツールが必要になる。それが「個別の支援計画」である。これがあることにより対話の場が生まれる。そして保育所と関係機関との「個別ケース検討会議等」、関係する専門家が集う「要保護児童対策地域協会」という場で、「顔の見える関係」や「役割分担と共有」が生まれる。

このようなことが可能になるために、保育所(園)側に 求められる行動は「組織内連携体制」を整備することで ある。これは保育所内での「連絡・報告・相談、通告の 勧奨」を促すことである。次に「発信行動」が求められ る。具体的には「個別支援計画の提示と見直し」、「状況 や緊急対応の報告・相談」、「協議の要請」である。さら に、保育所側は「個別支援計画の修正、実行」も行う必 要があり、「役割分担・責任の明確化」、「目標・計画・ 手立ての見直し」が求められる。これらを実行すること によって、「保育所(園)内での複数の目」で子供や家族 だけでなく、関係機関との協働のあり方を見ることがで きるようになると予想される。

一方、関係機関・関係者の側に求められる活動ある。それは、「保育所(園)側の支援計画の修正・共有」を実行することである。また、保育所側の困りなどの「個別相談対応」にも適切に応じてもらわなければならない。「問い合わせ」、「説明や指導、助言」、「支援の展開(より適切な支援ができる団体などを紹介したり、児童相談所にケースを移管したりすること)」である。さらに、対話の場においても保護者を責めるだけの場にしないというように「要保護児童対策地域協議会でのコントロール」を実行してもらわなければならない。

このような取り組みが十分になされると、「専門性の 異なる複数の目」、「組織を超えた複数の目」で子供や家 族に関わることができ、実際の協働において、「関係性(信 頼、対等、支え合う等)」がよくなり、「個別支援計画の 共有・変更」にも対応でき、「子供理解と家族の実質的 な変化」が生じることになるだろう。それらが結果とし て「安心感」、「達成感」、「困りの低減」が生じて協働の 肯定的な評価が高まると予想される(笠原、2016c)。 さて、協働の評価に関して現職保育士から、「要保護 児童対策地域協議会に出席しても、誰もが保護者を責め るばかりで何もいいことはなかった。」という記述があっ た。件数そのものは少ないが、このエピソードは保育士 側にも示唆を与えてくれる。「保護者を責めるばかりで 何もいいことはなかった」と感じたことは子供や家族を 支援するうえで大切な気づきであるが、保育士からその ことに対して要保護児童対策地域協議会のメンバーに何 らかの働きかけ、すなわち発信行動をとる必要があった のではないかという考えである。

児童福祉法第25条の2の②には、「②協議会は、要保 護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦 (以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要 保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦 への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うと ともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議 を行うものとする。」とある。これを可能にする、ある いはより有益なものとするために、保育所や保育士の側 にできることがある。要保護児童対策地域協議会は、子 供と家族のために専門性や役割が異なる専門家が集まっ て、顔を合わせて情報を共有し、支援の目標を立て、そ れぞれの支援計画の分担や支援の実施方法を話し合い、 そして次回にその成果を持ち寄って目標や計画、実施方 法を見直し、子供や家族にとってより最適だと考えられ る支援を行っていく場である。異なる専門家の間に優劣 はない。お互いの専門性や担当する領域によって、それ ぞれ見えていること、感じられることが異なるからであ る。たとえば、ある要保護児童対策地域協議会の個別ケー ス検討会議において、保護者の主治医である医師は保護 者を無力で子育て能力がないと見なし、子供を保護すべ きだと主張していた。しかし、保育所保育士から、保護 者が保育士に相談しながら少しずつ取り組んでいる様子 を聴いて、保護者に対する見方を変えて、そのことを自 らの診療に活かしていったというケースがあった。保育 士が「保護者を責める場になっていた」という気づきを 一歩超えて、要保護児童対策地域協議会の趣旨に則って 個別の支援について協議するよう会議そのものの方向性 について軌道修正して何も問題はないのである。そし て、このような保育士側からの申し出を可能にするの は、完璧とは言えなくとも保育所側が責任をもって「個 別の支援計画」をプランニングして実行しており、子供 や保護者の状態を評価していることが前提となる。被虐 待の子供や不適切な養育等が疑われる家庭に対して、保 育所側が「個別の支援」についての計画を作成すること については、児童福祉法や児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準のどこにも明記されていない。ただし注2 に提示したように,「児童福祉施設の設備及び運営に関

する基準」の第24条の2では乳児院,第29条の2では母子生活支援施設,第45条の2では児童養護施設での「自立支援計画の作成」が義務づけられている。支援計画を策定する力量は保育士養成課程で身に付けるべきものである。

3. 保育所保育指針における個別の支援と個別 の支援計画作成位置づけ

では、平成30年4月1日施行の保育所保育指針には、この個別的な計画、個別の支援(計画)がどのように記述されているのだろうか。第1章総則の「3.保育の計画及び評価」の「(2)指導計画の作成」の「(7)」、及び「キ」には次のような記述がある。

(2)指導計画の作成

ア (略)

- イ 指導計画の作成に当たっては、子ども一人一人 の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次 の事項に留意しなければならない。
 - (ア)3歳未満児については、一人一人の子どもの成育歴,心身の発達,活動の実態等に即して、 個別的な計画を作成すること。

ウ~カ (略)

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人 の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切 な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもと の生活を通して共に成長できるよう、指導計画の 中に位置づけること。また、子どもの状況に応じ た保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連 携した支援のための計画を個別に作成するなど適 切な対応を図ること。

「イの(ア)」については、3歳未満児の指導計画には個別的な計画の作成が義務づけられている。また保育所保育指針には明記されていないが、その「記録」を残すことも義務づけられている。この指導計画の作成は、「キ」の「障害のある子どもの保育」でも記されている。この場合は、各保育所の「保育の目標」、それを達成するための「全体的な計画」(現時点での保育所保育指針では「保育課程」)を作成し、これに基づく「指導計画」などを通じて作成されなければならない。

ということは、保育所において、保護者や保護者からの虐待を受けて様々な問題行動を起こしていながら障害の診断を持っていない子供に対しては、その当該児が3歳未満ならば保育所保育指針に義務化されているように個別の支援計画を作成して対応することが可能である。一方、障害の診断をもたない当該児が3歳以上児になると、保育所保育指針には個別の計画を作成するようには

明記されていない。そうなると「『個別の計画』を作成しなくてよい」あるいは「努力義務だから作成しなくてもいい」と誤解されるかもしれない。しかし、実際はそうではない。この部分は、「第1章総則」であるため、あくまでも全体的な方向性が書かれていると理解する必要がある。

さらに、「第4章子育て支援」の「2. 保育所を利用している保護者に対する支援」の「(2)保護者の状況に配慮した個別の支援」と「(3)不適切な養育等が疑われる家庭への支援」には次のような記述がある。

(2)保護者の状況に配慮した個別の支援

- ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児 保育事業など多様な事業を実施する場合には、保 護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が 尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考 慮すること。
- イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合に は、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつ つ、保護者に対する個別の支援を行うよう努める こと。
- ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭 の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよ う努めること。

(3)不適切な養育等が疑われる家庭への支援

- ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護 者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めるこ と
- イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、 市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域 協議会で検討するなど適切な対応を図ること。ま た、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又 は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

この部分の記述のポイントを整理すると、まず、(2)の「イ」に「障害」、「発達上の課題」とあることから、障害の診断がある子供だけではなく、障害の診断がなくても虐待を受けて様々な問題行動を示している子供たちがこの範囲に含まれるだろう。「(3)不適切な養育等が疑われる家庭への支援」についてもそうである。

また「個別の支援」であり、個別の支援計画の「作成」とは書かれていない。また「適切な対応」という用語は、かなりその意味する範囲が広く、児童虐待や不適切な養育の発見の義務、通告の義務、市町村福祉事務所や児童相談所との連携、要保護児童対策地域協議会への保育所側の積極的な関与などを求めていることは十分に想像がつくが、「個別の支援」や「適切な対応」という用語だけをとらえると、個別の支援計画の作成までは求められ

ていないと誤解される可能性がある。

さらに、「保護者に対する個別支援」という用語も誤解を招きやすい。「保護者」に対する個別支援だから子供に対する個別支援は関係ないという誤解である。これについて、保育所における子育て支援は、「(1)保育所の特性を生かした子育て支援」であると明記されている。そして保育所の特性とは「子どもが常に存在する環境」ということである。保育所における子育て支援を実施する際に、保育所や保育士の強みは「常に保育所での子どもの育ち」をみていることにあり、前提となるのは「子供の保育」である。保育士による子供の保育あるいは子供理解が十分でないならば、保護者はその保育者に相談することはないだろう。つまり保育での相談支援は子供の保育が前提であり、「保護者に対する個別支援が含まれている。

新しい保育所保育指針の解説書は平成29年度の半ばに 提示される予定であるため(現時点では未公刊)明言でき ないが、現行の保育所保育指針(平成29年度末まで)とそ の解説書(ミネルヴァ書房編集部. (2008). 保育所保育 指針幼稚園教育要領解説とポイント. ミネルヴァ書房.) には、この部分に関して次のような記述がある。

保育所保育指針(現行, 平成29年度3月まで)

第6章 保護者に対する支援

- 2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
- (1)略
- (2)略
- (3)略
- (4)子どもに障害や発達上の課題が見られる場合に は、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつ つ、保護者に対する個別の支援を行うよう努める こと。
- (5)保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者 の希望に応じて、個別の支援を行うように務める こと。

(6)略

保育所保育指針解説書(ミネルヴァ書房編集部, 2008) (下線は筆者による)

(4)について(p. 218)

(最初の1段落、略)なお、発達障害者支援法に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童とともに生活することを通して図られるよう配慮して入所を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められます。また、幼稚園、小学校との連携に当たって

は、学校教育における個別の支援計画の策定とも関連することに留意することが必要です。

(5)について

③保育所における個別支援(p. 219)

保育所における個別的な援助に当たっては、保育の専門性という視点から情報収集と分析、援助方法や手段の選択等を行います。収集する情報の例としては、保護者の意向や思い、家族の状況、関わりのある社会資源等に加えて、子どもの発達や行動の特徴、生活リズムや生活習慣、そして保育所における子どもの行動特徴、送迎時や連絡帳の記述等に見られる親子関係等を挙げることができます。保護者への支援業務に責任をもって適切に対応するには、必要に応じて子どもと保護者を含む援助計画や記録を作成し、援助に活かすことが求められます。

④個別支援の実際

保育所において個別的な援助を行う場合は、必要に応じて他の機関と連携するとともに、作成された援助計画や記録を活用するなど、組織として子どもや家族を援助する体制づくりが重要となります。また、主たる援助者となる保育士を、施設長、主任、他の保育士等が役割分担を行いながら支えます。

以上より、保護者に対する個別支援であっても、子どもに対する援助計画や記録を活用することを求められていることが理解できる。また不適切な養育等が疑われる場合の「適切な対応」の中にも、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を考慮して、個別の支援計画または援助計画を策定することが含まれていると考えていくことが妥当だと考えられる。

4. まとめと今後の課題

以上のことから,保育所側と関係機関との間に,共有できる道具,すなわち「個別の支援計画」があれば,それを基に関係機関の関係者と対話・協議しやすくなることを述べた。しかし,虐待を受けた子供の保育において個別の支援計画を策定するには数多くの問題があると予想される。というのも障害児保育や特別支援教育でもまだ個別の支援に関する問題があるからである。実際,現時点では保育所における個別の指導計画の達成率を調査した報告を入手できていないが,文部科学省(2017)による特別支援教育の実施状況を調査したデータによれば,平成28年度に特別支援教育の個別の指導計画を作成した幼稚園の実施率(作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合)は、公立幼稚園

90.7%, 私立幼稚園64.1%であり, 特に私立幼稚園での達成状況には課題が残されている。また, 菊田・宮本・木舩(2014)は個別の指導計画作成プロセスごとに教諭が抱く困難感を調査したところ,「幼児の実態の把握」,「指導目標(ねらい)の設定」,「具体的な指導内容の設定」,「評価」という4つの作成段階のうち「評価」に一番困難感を抱き, 次に「具体的な指導内容の設定」の困難感が高いことが示されている。以上のことから, 保育所においても特別な支援ニーズをもつ虐待を受けた子供の個別の支援計画の策定についても数多くの問題があると推察される。

今後は、障害児保育または特別支援教育の個別支援計画策定に関わる研究知見をふまえつつ、保育所における個別の支援計画の策定及び運用上の問題点を明らかにして、その問題を解決していくための留意点を明確にする必要がある。さらに支援内容のあり方についても、トラウマインフォームドケア(中村・瀧野、2015;中村・木村・瀧野・岩切・一谷、2017)の知見をふまえ、障害児保育との異同を明確にして整理していかなければならない。

注

注1:こういうコミュニケーションのミスマッチを防止するた めに、文部科学省と厚生労働省は平成22年3月24日に「学 校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報 提供に関する指針」を提示し、周知するよう都道府県や教 育委員会、児童相談所設置市長などに通知した。『学校等 から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/ 04121502/1310001.htm)』である。また、この件に関して、 児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律も改正され た。その児童福祉法と児童虐待の防止等(平成28年10月1 日施行) に関する法律の条文を以下に記す(中央法規出版 編集部、2016)。まず、「支援を要する妊婦等に関する情報 提供 支援を要する妊婦等に日頃から接する機会の多い. 医療機関, 児童福祉施設, 学校等が, 支援を要する妊婦等 を把握した場合には、その情報を市町村に提供するよう努 めることとされました。」については以下のとおりである。

児童福祉法第21条の10の5第1項

病院,診療所,児童福祉施設,学校その他児童又は妊産婦の医療,福祉又は教育に関する機関及び医師,看護師,児童福祉施設の職員,学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療,福祉又は教育に関連する職務に従事する者は,要支援児童等と思われる者を把握したときは,当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

第2項 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

また「関係機関等による調査協力 児童相談所や市町村 から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合, 地方公 共団体の機関は提供できることとされている一方, 児童虐 待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機 関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むこともあります。児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、これらの機関等についても、児童虐待に係る情報を提供できることとされました。」については以下のとおりである。

児童虐待の防止等に関する法律第13条の4

地方公共団体の機関及び病院,診療所,児童福祉施設, 学校その他児童の医療,福祉又は教育に関係する機関(地 方公共団体の機関を除く。)並びに医師,看護師,児童福 祉施設の職員, 学校の教職員その他児童の医療, 福祉又 は教育に関連する職務に従事する者は, 市町村長, 都道 府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児 童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これら の者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る 当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は 情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報につ いて、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の 長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又 は業務の遂行に必要な減で利用し、かつ、利用すること に相当の理由があるときは、これを提供することができ る。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、 当該資料又は情報に係る児童, その保護者その他の関係 者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある と認められるときは、この限りではない。

注2:「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定められた個別の計画

○乳児院

第二十四条の二 乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

○母子生活支援施設

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

○児童養護施設

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

引用文献

- 中央法規出版編集部. (2016). 改正児童福祉法・児童虐待防止 法のポイント(平成29年4月完全施行)新旧対照表・改正後 条文. 中央法規.
- 笠原正洋. (2015). 保育園における児童虐待防止活動の他機関との協働に関する調査. 平成26年度科学研究費補助金による研究調査報告書, 1-23. (2015年3月, 未公刊)
- 笠原正洋. (2016a). 保育所において関係機関と協働して対応 した児童虐待事例の協働の評価に関する質的検討. 中村学 園大学発達支援センター研究紀要, 7, 9-13.
- 笠原正洋. (2016b). 保育所側からとらえた児童虐待防止にお

- ける関係機関との協働上の課題と評価に関する調査研究. 平成27年度科学研究費補助金による研究調査報告書, 1-30. (2016年3月, 未公刊)
- 笠原正洋. (2016c). 保育園・幼稚園における子ども虐待対応: 専門職連携実践に向けて園ができること. 小児科臨床, **69** (12), 2819-2826.
- 笠原正洋 (2018). 保育所をベースとした児童虐待防止活動において関係機関がとらえる保育所の抱える境界問題と解決策. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 50 1-10.
- 菊田真代・宮本秀雄・木舩憲幸. (2014). 幼稚園教諭が抱く個別の指導計画の作成に関する困難感. 特別支援教育実践センター研究紀要, 12, 59-67.
- 文部科学省. (2017). 平成28年度特別支援教育体制整備状況調査結果について. (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1383567.htm)
- 中村有吾・瀧野揚三. (2015). トラウマインフォームドケアにおけるケアの概念と実際. 学校危機とメンタルヘルスケア. 7, 69-83.
- 中村有吾・木村有里・瀧野揚三・岩切昌宏・一谷紘永. (2017). 教育分野におけるトラウマインフォームドケアの概念と展開. 学校危機とメンタルケア, 9, 103-117.
- 尾形玲美・有本 梓・村嶋幸代. (2011). 児童虐待ハイリスク 事例に対する個別支援時の行政保健師による保育所保育士 との連携内容. 日本地域看護学会誌, 4, 20-29.
- San Martin-Rodrigusz, L., Beaulieu, M. D., D'Amour, D., & Ferrada-Videla, M. (2005). The deterrminats of successful collaboration: A review of theoretical and empirical studies. *Journal of Interprofessional Care*, **19**, 132-147.
- 寺田清美. (2011). 保育所における保育相談支援の実際. 福祉 心理学研究, **8**(1), 17-23.

付記

本論文は、科学研究費助成事業の基盤研究(C)(一般)によって行われた研究の一環として作成した反転学習教材を加筆修正したものである(研究代表者:笠原正洋、課題番号:16K01092、研究課題:反転学習と模擬養育者を導入した保育者用児童虐待防止教育プログラムの効果検証)。